

令和 3 年第 2 回

# 枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

令和 3 年 1 1 月 9 日（火） 開会・閉会

枚方京田辺環境施設組合議会

令和3年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	1
議員の出席状況報告	3
開会宣告	3
開議宣告	3
管理者挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第5号 枚方京田辺環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	4
認定第1号 令和2年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について	7
閉会宣告	11
○付議事件議決結果一覧表	13

令和3年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

日 時：令和3年11月9日（火） 午後2時

場 所：枚方市東部清掃工場3階 見学者説明室

○出席議員 12名

1番	長友克由	2番	広瀬ひとみ
3番	漆原周義	4番	奥野美佳
5番	木村亮太	6番	岡市栄次郎
7番	山口勤	8番	青木綱次郎
9番	上田毅	10番	岡嶋一晃
11番	河田美穂	12番	長田和也

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	上 村 崇
副 管 理 者	伏 見 隆
会 計 管 理 者	村 上 陽 子
事 務 局 長	高 橋 利 之
事 務 局 次 長	喜 多 利 英
参 事	岡 本 仁
参 事	近 本 吉 久
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 長	森 田 政 利
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 ご み 広 域 処 理 推 進 課 長	宮 本 尚 明
枚 方 市 環 境 部 長	川 南 裕
枚 方 市 環 境 部 施 設 管 理 室 課 長	北 口 等

○職務のため出席した者

書 記 長	高 橋 利 之 (兼務)
書 記	喜 多 利 英 (兼務)
書 記	北 田 芳 徳
書 記	吉 川 康 隆

○議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案第5号 枚方京田辺環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する

る条例の制定について

日程第4 認定第1号 令和2年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 一般質問

○山口勤議長 開会前に申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今議会におきましても提案理由説明や質疑等の発言につきましては、マスクを着用のまま行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

開会・開議 午後2時00分

○山口勤議長 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達していますので、これから令和3年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に当たり、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

上村管理者。

○上村崇管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和3年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用の中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、主な事業の進捗状況といたしまして、まず、環境影響評価でございますが、評価書に基づき事後調査を行うため、入札手続等を進めているところでございます。

次に、施設整備・運営事業者選定につきましては、順調に入札手続を進めておりまして、現在、事業者選定委員会において、入札参加者から提出のあった、施設整備・運営等に係る提案書の審査を進めているところでございます。間もなく最優秀提案者が選定される大変重要な局面に差しかかっておりますので、引き続き、万全の体制で業務を進めてまいりたいと考えております。議員の皆様方におかれましては、引き続き、御支援と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本定例会では、条例制定及び令和2年度決算認定について提案をさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決、認定を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山口勤議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、奥野美佳議員、上田毅議員を指名します。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○山口勤議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決しました。

日程第2、諸般の報告を行います。

前臨時会閉会后、本定例会までの諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第3、議案第5号、枚方京田辺環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 議案第5号、枚方京田辺環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、地方自治法の改正により、管理者等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務行為につき善意でかつ重大な過失がない場合に、条例において賠償の限度額を定め、それ以上の額を免除することが可能となったことに伴い、本組合における管理者等の損害賠償責任の一部免責について定めるため、条例を制定するものでございます。

2ページに条例案がございました。

損害賠償の限度額につきましては、第2条に規定しており、職員の区分に応じて、地方自治法施行令で定める基準を参酌し同施行令で定める額と同額としております。

なお、この条例は、公布の日から施行したく考えております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○山口勤議長 ただいま説明のありました議案第5号につきましては、地方自治法の規定により、管理者等の職員の損害賠償責任の免責規定を設けた条例の制定に関する議決をしようとするときは、議会はあらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないとされております。

本件につきましては、議長名で文書により監査委員へ意見聴取を行い、お手元に配付のとおり回答書が提出されておりますので、御参照いただきますよう、よろしく願いいたします。

これより質疑に入ります。

まず、通告に従い、青木綱次郎議員の質疑を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市の青木綱次郎と申します。通告に従って質疑を行います。最初に3点ほどお聞きをいたします。

1点目は、まず、この損害賠償の一部免責条例ですが、地方自治法上はこの条例は「できる規定」になっておりまして、地方公共団体にとって必ず制定しなければならないというものではございません。にもかかわらず、本組合においてこの条例を制定しようとする理由は何か、お聞きをいたします。

また、本組合は特別地方公共団体として一般の地方自治体とは異なり、1つの業務を行う、しかもその業務の在り方も今後20年以上の長期にわたって、基本的には同一の民間事業者業務を委託するという方式を取っております。この方式の是非については議論もありますが、それは今置いておくにしても、今後20年間同一業者に同じ業務を民間委託する、そういう組合にとって、こういう条例が本当に必要といたしますか、ふさわしいのかと。その点についてのお考えをお聞きいたします。

2点目は、今回の条例によりまして両構成市の、それぞれ管理者を交互に務めるということになっておりますが、それぞれの市長の基準給与年額と、これは一部免責というか、実際には損害賠償の上限を設けることにもなります。その損害賠償の上限が幾らになるのかをお聞きいたします。

そして3点目に、これもやはり特別地方公共団体としての当組合の特色ですが、管理者が、当面は、今のところ大体25年から30年ぐらいは京田辺市長が管理者を務めますが、当初の申合せでも、将来的には、またこれが枚方のほうに焼却場が移った場合は、そのときは枚方市長が管理者を務めるというのが申合せになっております。そういう点でいえば、管理者が異なってくることも起こりますが、そのことによって管理者の免責額も異なってくると、そのことについてどうお考えか、お聞きをいたします。

○山口勤議長 理事者から答弁を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 青木議員の議案質疑にお答えいたします。

まず、条例制定の理由としましては、損害賠償責任の一部免責を規定することで、職員が萎縮することなく職務を遂行できる効果が見込まれることや、構成市では同条例を既に施行されており、本組合職員が構成市からの派遣職員であることを踏まえ、構成市職員との均衡を図ることでございます。

また、施設整備・運営事業につきましては、DBO方式により民間事業者に施設の建設及び20年の管理・運営を委託することになります。いずれの段階においても、組合に対する責任がなくなるわけではございませんので、本条例の制定は必要と考えております。

次に、構成市の市長の基準給与年額等でございますが、構成市に伺ったところでは、基準給与年額につきましては、京田辺市長が約1,600万円、枚方市長が約1,500万円でございます。

損害賠償の限度額につきましては、京田辺市長が約9,600万円、枚方市長が約9,000万円でございます。

次に、賠償の限度額の設定につきましては、本組合が、構成市が行うべき事務の一部を共同で処理することを目的とし設立されたことを踏まえ、構成市と同様に地方自治法施行令に規定する基準を参酌し、同施行令で定める額と同額とすることが適切であると考えております。

○山口勤議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 2回目の質問をさせていただきますが、この条例の元になった地方自治法改正は、2017年に国会において審議をされております。その国会審議の中で、この当時は地方自治法の改正、いろんな問題点もありましたが、この損害賠償の上限を設けることについては参考人などの方から、住民訴訟制度の機運をそぐ、そういうものではないかという懸念も表明をされております。

この点についてどう認識をされているのかということと、今1回目の質問の、本組合において条例を制定する理由について、職員の萎縮を軽減するというとも言われました。言われることも分からなくもないですが、職員が萎縮をしないということは、日本においてはな

かなか微妙な言い方もありまして、萎縮をしないという言い方もできます一方で、緊張感を欠くのではないかと、そういうような言い方もやっぱり私はできるのではないかと思います。

そういうことを考えたら、職員の方にやっぱり誠実にしっかり仕事をしていただくという意味での職員の資質向上、そのための研修など、そういうことを行うと同時に、万が一にもこういう間違いが起こらないような万全の体制をしっかりと取っていくと。むしろそういう方向で、本来こういう損害賠償請求なんてものは、私は、本来あってはならないことが起きたときに起こるものですから、そういう事態が起こらない方向で努力をすべきではないかと思いますが、この点はどうでしょうか。

○山口勤議長 高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 再質問にお答えいたします。

まず、住民訴訟制度につきましては、本条例の制定によって、全ての賠償責任が免責されるものではないことから、同制度の意義はあるものと認識しております。

次に、職員の資質向上等につきましては、これまでから外部や構成市での研修等に参加し、職員の資質の向上に努めているところでございます。引き続き、職員が研修等に参加しやすい環境を整えるとともに、万全のチェック体制を取る中で、職務を遂行してまいりたいと考えております。

○山口勤議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 最後の質問になりますが、本条例で定める、いわゆる基準給与年額についてお聞きをいたしますが、1つは、この基準給与年額が給与条例に、あるいは報酬条例などもあるかとは思いますが、そういう条例に記載の数字どおりのものが、そのものが適用されるのか、あるいは、何らかの理由や要因などによって、例えば一時的に減額をされるような処分を受けるようなことなんかもあり得ますが、そういうようなことが起きた場合は、そのときの金額が適用されるのか、ちょっとその辺だけお聞きをしておきます。

○山口勤議長 高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 再質問にお答えいたします。

基準給与年額につきましては、その損害賠償責任の原因となった事実が生じた日を含む会計年度において支給された額が適用されます。

したがって、その事実が生じた日に給与条例等により一時的に減額されている場合は、その金額が適用されることとなります。

○山口勤議長 これにて、青木綱次郎議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山口勤議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

青木綱次郎議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市議会の青木綱次郎でございます。



ただいま議題となっております、議案第5号、枚方京田辺環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、反対討論を行います。

本条例は、2017年の地方自治法改正によって、市長等に対し損害賠償請求を求める住民訴訟で損害賠償請求が認められた場合において、その原因が故意または重過失でない場合、つまり軽過失の場合には損害賠償額に一定の上限、市長の場合は、その報酬年額の6倍までとする上限を設け、それを上回る賠償額については一部免責とすることを条例制定によって可能とする制度が導入されたことを受けたものであります。

住民監査請求権や住民訴訟提起権は、住民の利益を保障するために法律によって認められた参政権の一種でもございます。軽過失の場合という条件付とはいえ、一部免責をあらかじめ定めることや原因が軽過失によらない場合は、それを立証する責任が訴訟提起をした住民の側になることなどは、住民訴訟の機運をそぐものと、地方自治法改正の際の国会審議でも批判をされております。

また、執行部は、この制度によって職員が萎縮することなく職務を遂行できる効果が見込まれるとされております。責任が重いと萎縮するという感情があることは否定しませんが、だからこそ慎重かつ誠実に職務に当たることが求められるということではないでしょうか。

そして、職員が慎重かつ責任ある判断ができるように、職員研修の充実をはじめとした、資質、能力の向上に力を注ぎ、職員が余裕を持って職務に当たれるように、万全の職員体制の構築を進めていくべきであります。

なお、この条例は、管理者等の損害賠償請求訴訟における上限額を定めるものですが、当組合のように複数の自治体で構成する特別地方公共団体の場合、管理者等を務める市長の報酬にも差がありますが、それによって、仮に同じような損害賠償を求められていても、管理者等の出身自治体の規定によって上限額が異なること、また、職員も含めて何らかの理由で原因発生時の該当年度に減給処分を受けていたなどの場合でも、上限額が異なることもあり得ます。同じ損害賠償請求訴訟でありながら、その上限額がこのような理由によって異なることは、合理的とは言えないということも併せて指摘をして、反対討論といたします。

○山口勤議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山口勤議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第5号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山口勤議長 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、認定第1号、令和2年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 認定第1号、令和2年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算

認定について、御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、認定に付するものでございます。

決算の概要につきましては、別冊令和2年度一般会計決算書に基づき、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、収入済額の合計欄のとおり、1億4,888万7,997円となりました。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額の合計欄のとおり、1億4,872万1,279円となりました。

歳入合計から歳出合計を差し引いた歳入歳出差引残額は、16万6,718円となりました。

以上が歳入歳出決算でございます。

7ページ以降は、地方自治法の規定に基づき作成いたしました関係資料でございます。

まず、一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。8ページから17ページまでございますが、後ほど、別の資料で歳入歳出の概要を御説明申し上げます。

次に、18ページの実質収支に関する調書でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の16万6,000円となりました。

最後に、19ページの財産に関する調書でございます。前年度末から増減はございません。

続きまして、別冊令和2年度決算説明資料により、歳入歳出の概要につきまして、御説明申し上げます。

8ページをお開きください。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、収入済額が1億3,422万5,524円、内容といたしましては、構成市の負担金として、枚方市から8,143万4,672円、京田辺市から5,279万852円を収入いたしました。

第2款国庫支出金につきましては、収入済額が1,448万8,000円、内容といたしましては、環境省からの交付金を収入いたしました。

第3款諸収入につきましては、収入はございませんでした。

9ページに参りまして、第4款繰越金につきましては、収入済額が17万4,473円、内容といたしましては、前年度繰越金を収入いたしました。

続きまして、10ページをお開きください。歳出でございます。

第1款議会費につきましては、支出済額が20万2,883円、主な内容といたしまして、活動経費として組合議会の開催に伴う費用弁償、その他諸経費として会議録作成に伴う印刷製本費及び筆耕翻訳料などを支出いたしました。

11ページに参りまして、第2款総務費につきましては、支出済額が9,843万1,846円でございます。

主な内容でございますが、まず、第1項総務管理費のうち、第1目一般管理費では、ネットワーク・事務機器等管理経費としてパソコン、複写機等の賃借料、車両関係経費として公用車の燃料費及び賃借料等、財務会計・地方公会計システム管理経費としてシステム保守管理に係る委託料、各種負担金として派遣職員給与費等の負担金を支出いたしました。

12ページに参りまして、第2目公平委員会費では、公平委員会の開催に伴う委員報酬を支出いたしました。

次に、第2項監査委員費でございますが、監査等の実施に伴う委員報酬を支出いたしました。

13ページに参りまして、第3款衛生費につきましては、支出済額が5,008万6,550円、主な内容といたしまして、環境影響評価業務、猛禽類行動調査業務、施設整備・運営事業者選定支援業務に係る委託料を支出いたしました。

14ページに参りまして、第4款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上が歳入歳出の概要でございます。

なお、主要な施策の成果は、15ページ以降に記載しております。

また、監査委員の意見につきましては、別冊令和2年度枚方京田辺環境施設組合決算審査意見書のとおりでございます。併せて御覧いただければと存じます。

以上、決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○山口勤議長 これより質疑に入ります。

まず、通告に従い、青木綱次郎議員の質疑を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 質問をさせていただきますが、一般会計決算書の15ページにあります総務管理費中の負担金、これが、予算がほぼ1億102万8,000円になっておりますが、それに対する不用額が576万8,000円、まあ、577万円というふうになっておりますが、その理由は何でしょうか。

○山口勤議長 高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 青木議員の議案質疑にお答えいたします。

不用額の主な内容につきましては、派遣職員給与費等負担金でございます。

派遣職員の給与費等負担金につきましては、構成市からの請求に基づき、上期・下期の年2回、支払いを行っておりますが、下期の負担金につきましては、年度末の精算となり、不確定要素が多いことから、一定の予算を確保しておく必要があり、結果的に不用額が生じたものでございます。

○山口勤議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 当組合の職員の皆さんの、基本的には人件費を、それぞれの派遣元のほうの市から支給をされておりますので、その分を組合から払っているという分だと思っておりますが、この不用額について、平成30年度から令和2年度までの過去3年間、それぞれ構成市からの人件費の請求額、予算額と、あとそれに対する不用額で、それぞれ幾らだったのか教えていただけますか。

○山口勤議長 高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 再質問にお答えいたします。

人件費の請求額と予算の不用額でございますけれども、平成30年度は請求額が1億1,255万2,180円、不用額が456万5,820円、令和元年度は請求額が9,812万6,738円、不用額が610万5,262円、令和2年度は請求額が9,517万3,304円、不用額が576万4,696円でございます。

○山口勤議長 これにて、青木綱次郎議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山口勤議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

青木議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市議会の青木綱次郎でございます。ただいま議題となっております、認定第1号、令和2年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

最初に、議案質疑で取り上げた、いわゆる人件費に係る不用額についてですが、不確定要素もあることからやむを得ない面もあると思っておりますが、20年度の決算での、この不用額は、予算の5.7%に上ります。18年度は同様の数字は、3.9%でした。ちなみにその前年度、17年度には2.5%だったんですね。近年増加傾向にあることから、より精査をされるよう要望はしておきたいと思っております。

あと、これは20年度の一般会計予算の際にも指摘をしたこととありますが、本組合がこれから整備をしていく新ごみ焼却場について、その焼却場本体を中心とした事業だけでなく、その用地取得や焼却場建設のための造成工事、アクセス道路の用地買収とその整備についても、本組合として取り組むべきであります。京田辺市は、新焼却場建設予定地及びそこへのアクセス道路のための用地買収や、粗造成工事のために20年度決算では約7,300万円が支出をされております。これについても本組合の20年度の事業として扱い、その費用を枚方・京田辺市がそれぞれ応分に負担をしていくべきではないかということを指摘して反対討論といたします。

○山口勤議長 ほかに、討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山口勤議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから認定第1号を起立により採決します。

本件は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山口勤議長 起立多数です。よって、本件は認定することに決しました。

日程第5、一般質問につきましては、所定の期間内に通告書の提出がございませんでしたので、行わないことといたします。

以上をもって、本定例会の日程は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

上村管理者。

○上村崇管理者 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日、御提案申し上げました条例制定及び決算につきまして、慎重なる御審議の上、御可決並びに認定をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

今議会を通していただきました御意見につきましては、精査の上、今後の組合運営に活かしてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、朝晩めっきり寒くなってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症が流行してから2回目の冬を迎えようとしておりまして、枚方・京田辺両市におきましても、ワクチン接種も進みまして、緊急事態宣言解除後も、感染者数は非常に低い水準にとどまっておりますが、まだまだ安心できる状況ではございません。

こうした中、議員の皆様方におかれましては、健康に十分に御留意をいただきまして、より一層御活躍されますことを御祈念申し上げ、簡単ではございますけれども、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○山口勤議長 それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、議員及び理事者の皆様の御協力によりまして、全ての日程を終えることができました。心から感謝を申し上げます。

理事者各位におかれましては、議員から出されました貴重な御意見、そして御提案を十分に考慮されながら、今後の組合事務を執行していただきますよう、よろしく願い申し上げます。

結びに、時節柄、これから寒さが厳しくなってまいります。また、新型コロナウイルス感染症に関しましても、全国的に感染者数は減少しておりますが、まだまだ先行きが不透明な状況でございます。皆様におかれましては、くれぐれも御自愛くださいますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

これで、令和3年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉 会 午後2時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山 口 勤

署名議員 奥 野 美 佳

署名議員 上 田 毅

## 付議事件議決結果一覧

事件番号	事件名	議決年月日	議決結果
—	会期の決定	令和3年11月9日	決定
議案第5号	枚方京田辺環境施設組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	令和3年11月9日	原案可決
認定第1号	令和2年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について	令和3年11月9日	認定